

I 民間金融機関を活用する緊急融資制度

融資機関	金融機関	信用保証協会（県制度）	信用保証協会	信用保証協会	信用保証協会	信用保証協会
番号	①	②	③	④	⑤	⑥
制度名	プロパー	コロナ対策緊急つなぎ資金	コロナ関連融資	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
利用枠の種別	金融機関個別	一般枠（自治体支援型）	一般枠	別枠	別枠	別枠
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 独自の緊急融資制度有 据置期間も設定は可能 手数料を要求される場合あり 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が独自の支援措置を実施 一般枠と同枠（すでに協会利用があると残枠が少ない場合もあり） 減収要件無し 	<ul style="list-style-type: none"> 一般枠と同枠（すでに協会利用があると残枠が少ない場合もあり） 	<ul style="list-style-type: none"> 別枠で100%保証のため融資は最も受けやすい 減収要件は厳し目 認定書取得が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 別枠で80%保証 減収要件は少し緩め 認定書取得が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 3月13日に発動（利用化） 第三の枠として活用 認定書取得が必要
責任共有制度	---	80%保証	80%保証	100%保証	80%保証	100%保証
資金使途	---	運転資金	運転資金	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金
融資期間	---	3年 1.2%	~3年 1.2% ~5年 1.3% ~7年 1.4%	運転資金は10年以内 設備資金は15年以内 利率は金融機関所定	運転資金は10年以内 設備資金は15年以内 利率は金融機関所定	10年以内（実行後モニタリングが必要）
据置期間	---	1年	1年	1年	1年	2年
保証料率	---	県が全額負担などあり	年0.4%~1.83%	年0.8% （自治体が負担する場合有り）	年0.68% （自治体が負担する場合有り）	年0.8%以下
融資対象	金融機関所定の条件	コロナウイルスの影響で直近1ヶ月の売上または売上高総利益が前年同月または2年前同月に比べ減少していること	コロナウイルスの影響で直近1ヶ月の売上が前年同月に比べ●%以上減少し、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上が●%以上減少する見込みがあること	原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。	指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。	最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。
市町村の認定	---	不要	不要	要	要	要
借りやすさ	★	★★	★★	★★★★	★★★	★★★★
特記事項	一定以上の財務要件が必要（資産超過、債務償還年数10年以下など）	自治体により、増枠、金利減免、県が債務保証を行っているケースも有り（融資がしやすくなるように自治体が支援）				